主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人前田慶一の上告趣意第一点のうち判例違反をいう点は、所論引用の判例は、 すでに当裁判所の判例(昭和二七年(あ)第五六九四号同二九年二月一八日第一小 法廷判決・刑集八巻二号一四五頁参照)によつて変更されているから適法な上告理 由にあたらず、その余の点ならびに同第二点は、単なる法令違反、事実誤認の主張 であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和四八年九月二七日

最高裁判所第一小法廷

_		盛		岸	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
夫		康	上	岸	裁判官